

生駒山鳥獣保護区 保護に関する指針

大 阪 府

1. 名称

生駒山鳥獣保護区

2. 区域

大東市と東大阪市の境界線及び府道大阪生駒線の西側の路線の交会点を起点とし、順次、大東市と東大阪市の境界線、大阪府と奈良県の境界線、八尾市と柏原市の境界線、八尾市道南高安 73 号線、市道南高安 68 号線、市道南高安 6018 号線、市道南高安 75 号線、市道南高安 54 号線、市道南高安 55 号線、市道南高安 6029 号線、市道南高安 6030 号線、市道南高安 58 号線、市道南高安 6043 号線、市道南高安 198 号線、市道南高安 217 号線、市道東高安安中線、荒川、市道南高安 23 号線、市道南高安 26 号線、近畿日本鉄道信貴線、市道高安 3 号線、市道高安 1 号線、東大阪市道石切枚岡高安線、府道枚岡停車場線、近畿日本鉄道奈良線、市道石切東 44 号線、市道石切東 34 号線、市道布市日下線、市道孔舎衙東 32 号線、市道孔舎衙東 29 号線、市道孔舎衙東 31 号線及び府道大阪生駒線の西側の路線を経て起点に至る線で囲まれた区域

3. 面積

約 2, 100 h a

4. 存続期間

令和 3 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日

5. 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

6. 鳥獣保護区の指定目的

(1) 地域の概況

生駒山鳥獣保護区は、奈良県と境を接する大阪府の東大阪市及び八尾市の東側、生駒山系の西面に位置する。北部には標高 642m の生駒山、南部には標高 487m の高安山があり、保護区内の大半は山麓から尾根に至る山地地形を呈している。南端は柏原市、北端は大東市に面し、大東市を隔てた北には四條畷鳥獣保護区がある。当該地区の西部を除く範囲は金剛生駒紀泉国定公園に指定されており、自然環境の保全上も重要な地域となっている。

生駒山地は暖温帯に属しており、本来は照葉樹林に覆われている地域である。しかし古くから人間活動の影響を受けており、本来の植生は樹木の伐採が規制された社寺林にしか残っていない。現在の生駒山地の山林の大半を占めるのは二次林である。生駒山地の二次林は土壌が乾燥型で貧栄養であることからアカマツ・モチツツジ群集が広く覆っていたが、近年の松枯れ被害により、現在まとまって

見られるのは北部の生駒山周辺の尾根部に限られており、二次林の大部分はアカマツの出現しないアベマキ・コナラ群集に置き換わったと言われている。さらにここ数年にはナラ枯れ病のまん延があり、枯死木が伐採され、強い台風の影響も加わって、樹冠が失われたギャップによる森林全体の荒廃が危惧されている。

また、生駒山系は土壌条件が悪く林業に向いていなかったことから、人工林がほとんどなく、スギ・ヒノキ・サワラ植林は全域に点在するのみである。また、保護区の西端には広く市街地が分布しているが、南半分の高安地域には、水田雑草群落や畑雑草群落がまとまってみられる。

生駒山鳥獣保護区内にある「府民の森中河内地区4園地」（くさか園地、ぬかた園地、なるかわ園地、みずのみ園地）は、ハイカーや自然愛好家の憩いの場として人気を集めている。また、東大阪市域の山麓にある枚岡公園もハイカーや行楽客が利用するほか、枚岡神社や梅林にも多くの参詣客が訪れる。

（2）鳥獣の生息状況

鳥獣保護区の存続期間の更新に当たり実施した鳥獣の生息状況等調査（現地調査及び文献調査）では、鳥類が103種、哺乳類が2種確認され、そのうち重要種は鳥類22種で、哺乳類は確認されなかった。重要種の鳥類のうち、種の保存法記載種は2種、環境省レッドリスト記載種は11種、大阪府レッドリスト記載種は17種であった。

現地調査では、54種の鳥類が確認された。各調査回の確認種数は繁殖期が36種、越冬期が40種であり、渡り区分の内訳は、留鳥52%、夏鳥16%、冬鳥28%と、留鳥の割合が半数以上を占め、次いで冬鳥の割合が高い結果となった。繁殖が確認された種（Aランク）は6種、繁殖の可能性が高い種（Bランク）は24種であった。現地調査における重要種はすべて陸鳥で、環境省レッドリスト記載種2種、大阪府レッドリスト記載種5種が確認された。そのうち繁殖期に確認されたのはオオタカ、センダイムシクイ、コサメビタキの3種で、うちセンダイムシクイについては繁殖が確認された。

また、文献調査では100種の鳥類が確認され、重要種は22種であった。重要種はすべて陸鳥で、種の保存法記載種は2種、環境省レッドリスト記載種は11種、大阪府レッドリスト記載種は17種であった。重要種の内訳では、タカ目やハヤブサ目等の猛禽類の占める比率が高かった。

哺乳類については、現地調査によって2種の生息が確認されたが、重要種は確認されなかった。近年、各地で増加による森林被害が問題視されているニホンジカの生息痕跡は確認されず、樹林下のササや低木は大阪の他地域より多く繁茂していた。

このように本保護区は、一年中生息する留鳥を主体として、冬期に滞在する冬鳥、次いで夏季に渡来して繁殖する夏鳥が多く生息する、山野の鳥類の生息に適した環境であると考えられる。また、生駒山地の主稜線から山麓の農耕地・市街

地に至る勾配に準じて、繁殖期には主に山地で繁殖する鳥類が多く見られ、越冬期には特に山麓部に高密度で鳥類が生息するという、時季に即した生息状況の変化が認められた。確認された鳥類の中には種の保存法記載種のクマタカやハヤブサを筆頭に、オオタカやフクロウなど、生態系の上位を占める猛禽類も多く含まれ、地域の生態系が充実していることが示唆された。

以上のことから、本保護区は希少な鳥類が多く生息し、繁殖する豊かな環境を有している地域であると言え、今後とも府域の野生鳥獣の生息地として引き続き保全していくことが重要である。

(3) 保護管理に関する事項

行政職員による巡視や警察と連携したメジロ等の密猟の取締りを実施するとともに、鳥獣保護区の境界を明示する標識を設置するなど鳥獣保護区の適切な管理に努める。

また、行政機関やNPO等と連携し、野鳥観察など人と野生鳥獣との触れ合いの場や自然環境学習の場として学校教育等に積極的に活用されるよう普及啓発に努める。

さらに、野生鳥獣の生息状況、生息環境を把握するため、NPO等による野生鳥獣の生息状況調査を実施し、科学的データの収集・蓄積に努め、今後の保護管理に反映させる。

なお、シカ・イノシシ等による農業被害に対しては、市町村や農家等による有害鳥獣捕獲や農地への侵入防止柵の設置等の被害防止対策に努める。